

遺言書の作成をお考えの方へ
～自筆証書遺言書の保管制度ご利用までの流れ～

はい：青 いいえ：赤 を選択して先に進みます

スタート

遺言書は遺言者が自分で書く？

はい

いいえ

① 自筆証書遺言書の作成
(遺言書の様式例は、法務省ホームページに掲載)

例えば・・・
公証人役場へ
作成を依頼する

はい

はい

自筆証書遺言書保管制度を利用して
法務局に預ける？

公正証書遺言書の
作成

はい

いいえ

はい

遺言者本人が
法務局に
来庁できる？

いいえ

作成した遺言書は
ご自宅などで保管する
(法務局に預けない)
完了

遺言書作成後は
公証人役場にて
保管される
完了

はい

② マイナンバーカード
などの顔写真入りの
身分証明書は持っている？

いいえ

マイナンバーカード
などを取得する

はい

はい

次のページへ

はい

はい

③ 住民票を取得する
(本籍地&戸籍の筆頭者入り)

はい

申請する法務局を決める (管轄があります)

- ① 遺言者の住所地
 - ② 遺言者の本籍地
 - ③ 遺言者の所有する不動産の所在地
- のいずれかを管轄する法務局

はい

④ 申請書を作成する
(申請書様式は法務省ホームページに掲載)

はい

保管申請の予約をする
(予約専用ホームページ又は法務局へ電話にて予約)

はい

必要な書類はそろっていますか？

- ① 遺言書、② マイナンバーカードなど、③ 住民票、
- ④ 申請書、⑤ 保管手数料 (3,900円)

最後のチェックは
[こちら](#)

はい

遺言者本人が法務局へ来庁・申請
【保管手続完了】